



宮 崎 県 公 報

平成27年7月9日(木曜日) 第 2707 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 1	頁
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定…………… (“) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定 (“) 2	
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環社会推進課) 2	
○民有林の保安林の指定予定(2件)…………… (自然環境課) 2	
○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“) 3	
○歳入の収納の事務の委託…………… (教育庁) 3	

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (行政経営課) 3	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(7件) …… (商工政策課) 4	
○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催…………… (都市計画課) 8	
○入札公告…………… 9	
○落札者等の公告…………… 10	

教育委員会告示

○平成28年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱…………… 10	
---	--

監査委員告示

○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 11	
-------------------------------	--

告 示

宮崎県告示第 441号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
木 部 明 理	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市	脳神経外科	平成27年7月1日
岩 永 淳	社会福祉法人恩陽財団済生会支部宮崎県済生会日向病院	門川町	外科	平成27年7月1日
瀧 井 英 一	医療法人社団 聖山会 川南病院	川南町	内科	平成27年7月1日
蔵 元 一 崇	独立行政法	都城市	外科	平成27年7月1日

	人国立病院機構 都城医療センター			月1日
山 口 和 正	社会福祉法人 愛泉会 日南病院	日南市	整形外科 ・リハビリテーション科	平成27年7月1日
内 野 元	特定医療法人 敬和会 戸嶋病院	都城市	内科	平成27年7月1日
深 尾 理	一般社団法人藤元メディカルシステム藤元総合病院	都城市	泌尿器科	平成27年7月1日
寺 谷 威	医療法人 友光会 整形外科押領司病院	小林市	整形外科	平成27年7月1日

宮崎県告示第 442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ファン薬局 中川原店	延岡市	薬局	平成27年7月1日

宮崎県告示第 443号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人愛鍼会 山元病院	日南市	精神通院医療	平成27年7月1日
ハラダ調剤薬局 平原店	延岡市	薬局	平成27年7月1日
ファン薬局 中川原店	延岡市	薬局	平成27年7月1日
ファン薬局 池内店	宮崎市	薬局	平成27年7月1日
医療法人如月会 訪問看護ステーションそら	宮崎市	訪問看護	平成27年7月1日
訪問看護ステーションデューン南宮崎	宮崎市	訪問看護	平成27年7月1日
訪問看護ステーションあみい	都農町	訪問看護	平成27年7月1日

宮崎県告示第 444号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の17第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
串間市大字南方字河内山1090の一部、1091、1092、1093、1094、1095、1096	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の31第 2 号

宮崎県告示第 445号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中ノ尾1154

- 2 指定の目的 干害の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 446号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字尾敷2702- 1、2702- 5

- 2 指定の目的 干害の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 447号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種 穂	苗 木	
1319	平田 徹子 東臼杵郡諸塚村大字家代5023番地 1	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	平田 徹子 東臼杵郡諸塚村大字家代5023番地 1

宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 7 月 9 日から平成27年 7 月23日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字大久保 甲5176番 5 地先から同 市同町同字 甲5167番 8 地先まで	旧	13.4~ 22.0	63.2
				新	14.8~ 23.1	63.2

宮崎県告示第 449号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年7月9日から平成27年7月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 69号	宮崎市田野 町字大久保 甲5176番 5 地先から同 市同町同字 甲5167番 8 地先まで	平成27年7月9日

宮崎県告示第 450号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県育英資金 返還金の収納事 務	地銀ネットワークサ ービス株式会社 国分グローサーズチ ェーン株式会社 株式会社ココストア 株式会社ココストア イースト 株式会社サークルK サンクス 株式会社しんきん情 報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セイコーマ ート 株式会社セーブオン 株式会社セブンーイ レブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリー マート 株式会社ポプラ ミニストップ株式 社 株式会社ローソン	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第 5 号

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後						
別表第 3（その 1）（第 4 条関係） 本庁各課特定専決事項						別表第 3（その 1）（第 4 条関係） 本庁各課特定専決事項						
課	副 知 事 専	部 長 特 定	次 長 特 定	課長特定専決事項		課	副 知 事 専	部 長 特 定	次 長 特 定	課長特定専決事項		課長 補佐 特定 専決

本 庁
各出先機関

決 事 項	専 決 事 項	専 決 事 項	事 項	決 事 項	専 決 事 項	専 決 事 項	事 項
[略]				[略]			
統計 調査 課	[略]			統計 調査 課	[略]		
[略]				総合 交通 課	1 自動車運転代行業の業務の適 正化に関する法律(平成13年法 律第57号)による次の事務 (1) 第5条第4項の規定によ る認定又は認定の拒否に係る 協議及び同意に関すること。 (2) 第7条第2項の規定によ る認定の取消しに係る協議及 び同意に関すること。 (3) 第23条第3項の規定によ る営業停止命令に係る協議及 び同意に関すること。 (4) 第24条第2項の規定によ る営業廃止命令に係る協議及 び同意に関すること。		
[略]				[略]			

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町下敷甲4342番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正
東京都文京区後楽一丁目4番14号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内(64街区1 外)
(変更後) ダイレックス吉村店
宮崎市吉村町下敷甲4342番1 外
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成26年5月29日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年6月24日

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
店舗名称及び店舗所在地の決定のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
社長交代のため

6 届出年月日

平成27年6月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成27年7月9日から平成27年11月9日まで
- 8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年7月9日から平成27年11月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス大塚中央店
宮崎市大塚町京園3114-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

兒玉雅巨
宮崎市大塚町京園3143番地

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

平成26年6月24日

5 変更する理由

社長交代のため

6 届出年月日

平成27年6月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年7月9日から平成27年11月9日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年7月9日から平成27年11月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、

意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス早水店
都城市早水町5-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 大島秀昭

(変更後) 代表取締役 貞方宏司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

平成26年6月24日

5 変更する理由

社長交代のため

6 届出年月日

平成27年6月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年7月9日から平成27年11月9日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年7月9日から平成27年11月9日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規

定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス都原店・衣料のハゼヤマ都原店
都城市南横市町4218番地 外11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男
都城市都北町6439番地 1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男
都城市都北町6439番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山秋治
都城市都原町4283番地
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社ハゼヤマ 代表取締役 栢山哲男
都城市都北町6439番地 1
- 4 変更の年月日
 - (1) ダイレックス株式会社の代表者変更
平成26年 6 月24日
 - (2) 株式会社ハゼヤマの代表者変更
平成24年 8 月 1 日
 - (3) 株式会社ハゼヤマの住所変更
平成24年 8 月27日
- 5 変更する理由
ダイレックス株式会社の社長交代及び株式会社ハゼヤマの社長交代並びに本社移転のため
- 6 届出年月日
平成27年 6 月18日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務

事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年 7 月 9 日から平成27年11月 9 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年 7 月 9 日から平成27年11月 9 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 7 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス南延岡店

延岡市別府町4452番 2 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和リース株式会社 代表取締役 土屋明正

東京都文京区後楽一丁目 4 番14号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ダイレックス延岡店

(変更後) ダイレックス南延岡店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成25年 6 月14日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年 6 月24日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の名称

店舗名称の決定のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

社長交代のため

6 届出年月日

平成27年 6 月18日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成27年7月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ブラッセだいわ小林店 小林市大字細野字池の原1976番1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号 ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 (変更後) 株式会社大和 代表取締役 藤井廣明 鹿児島県薩摩川内市神田町10番12号 ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年6月24日</p> <p>5 変更する理由 社長交代のため</p> <p>6 届出年月日 平成27年6月18日</p>	<p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成27年7月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス国富店 東諸県郡国富町本庄 583番1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス不動産株式会社 代表取締役 松本哲男 東京都港区芝二丁目14番5号</p> <p>3 変更する事項 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 山谷佳之 (変更後) 代表取締役 松本哲男 (2) 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) ダイレックス国富店 (変更後) ダイレックス国富店 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ダイレックス株式会社 代表取締役 大嶋秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地 (変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地</p> <p>4 変更の年月日 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成27年3月15日 (2) 大規模小売店舗の名称 平成26年5月15日 (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p>
--	--

<p>平成26年6月24日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 社長交代のため</p> <p>(2) 大規模小売店舗の名称 店舗名称の決定のため</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 社長交代のため</p> <p>6 届出年月日 平成27年6月18日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p>	<p>平成27年7月9日から平成27年11月9日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画の変更の案について次のとおり公聴会を開催する。</p> <p>平成27年7月9日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 開催の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成27年8月2日（日曜日） 午前10時から</p> <p>(2) 場所 日南市生涯学習センターまなびピア視聴覚室 日南市木山2丁目4番44号</p> <p>2 都市計画の変更の案の概要 日南都市計画道路、南郷都市計画道路及び串間都市計画道路の変更 都市計画道路1・5・1号日南串間線を次のように追加する。</p>
---	--

日南都市計画区域

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1	日南・串間線	日南市大字東弁分乙字中村	日南市大字下方字弓場ノ元	日南市大字下方字犬山	約 8,990m		2車線	12m		

南郷都市計画区域

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1	日南・串間線	日南市南郷町大字中村乙字岩迫	日南市南郷町大字湯上字桜ヶ谷	日南市南郷町大字榎原字水ヶ谷丙	約 9,380m		2車線	12m		

串間都市計画区域

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
自動車専用道路	1	日南・串間線	串間市大字秋山字焼山	串間市大字高松字簾	串間市大字秋山字諏訪	約 14,290m		2車線	12m		

3 意見公述の申出 (1) 作成しようとする都市計画の変更の案の都市計画区域に係る

市の住民及び当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、平成27年7月9日から平成27年7月24日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書を平成27年7月24日までに宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501）に到着するように提出すること。

なお、公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市建設課及び串間市東九州道・中心市街地対策課

- (2) 都市計画の変更の案の縦覧期間

平成27年7月9日から平成27年7月23日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 956台
(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付等)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年10月30日
- (4) 契約期間 平成27年11月1日から平成31年10月31日まで（48月）
- (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件

契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 平成27年8月6日午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 平成27年7月9日から平成27年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
(2) 期間 平成27年7月9日から平成27年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
(2) 交付期間 平成27年7月9日から平成27年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁本館3階会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1

号

(2) 日時 平成27年7月21日午後1時30分

8 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成27年8月12日午後5時

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 電子メールで提出すること（アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 平成27年8月20日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階会議室

(2) 日時 平成27年8月21日午後1時30分

11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

15 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods up for Bid:Personal computers (956 computers)

(2) Bidding Deadline: 5:00 PM on August 20, 2015

(3) Contact Point for Inquiries:Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government - 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL:+81- 985-26- 7045

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年7月9日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県立看護大学教務等支援システム一式の賃貸借及び運用・保守に関する業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県立看護大学総務課教務学生担当 宮崎市まなび野3丁目5番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年6月9日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

S C S K株式会社

福岡県福岡市博多区博多駅前3-30-23

5 随意契約に係る契約金額

34,700,400円（消費税及び地方消費税込み）

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に基づく随意契約

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第4号

平成28年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成27年7月9日

宮崎県教育委員会委員長 島原 俊 英

平成28年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

1 募集人員

(1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人

(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人

(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人

2 応募資格

平成28年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者

3 出願手續

入学志願者の出願手續については、別に定める「平成28年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」（以下「実施細目」という。）による。

4 入学者選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。

5 入学者選抜検査会場

(1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校

ア 宮崎会場

宮崎県教育研修センター（宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729）

電話番号 0985 (24) 3122

イ 延岡会場

宮崎県立延岡青朋高等学校（延岡市平原町2丁目2618番2号）

電話番号 0982（33）4980

(2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校

宮崎県立宮崎西高等学校（宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2）

電話番号 0985（48）1021

(3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校

宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校（都城市妻ヶ丘町27街区15号）

電話番号 0986（23）0223

6 日程

(1) 入学者選抜検査

平成28年1月16日（土）

(2) 入学者選抜検査結果通知の投函

平成28年1月20日（水）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月9日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曾根 隆 志

宮崎県監査委員 黒 木 正 一

宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
森 昭 彦	福岡市博多区博多駅前4丁目11番32-1401号 サヴォイマキシマイズ博多ステーション
五 島 賢	福岡市南区野間3丁目14番3-601号
松 尾 潤 一	福岡市中央区大手門1丁目2番23-506号
鎌 田 理 恵	宮崎市新城町22番地2ヴェルディ 501号
山 川 英 史	福岡市東区御島崎2丁目20番31-603号
川 崎 智 寛	福岡市南区大楠1丁目13番10号
田 中 大 樹	宮崎市大橋1丁目79番地サーパス大橋平和台通 102号
諏訪園 淳 一	福岡市早良区有田5丁目14番20-202号

室 田 大 地

都城市都北町5754番地2グリーン・ベル 204号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

--	--